

## ■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目

### 平成21年第2回愛荘町議会臨時会

1日目(平成21年2月27日)

開会:午前11時01分 閉会:午前11時38分

#### 議会日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第 2 | 会期の決定                                  |
| 日程第 3 | 報告第 3号 専決処分の報告について                     |
| 日程第 4 | 議案第 3号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて |

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

#### 出席議員(16名)

- |     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 辰己 保    |
| 2番  | 上林 貞    |
| 3番  | 珠久清次    |
| 4番  | 西澤久仁雄   |
| 5番  | 河村善一    |
| 6番  | 本田秀樹    |
| 7番  | 小川 勇    |
| 8番  | 久保田九右衛門 |
| 9番  | 竹中秀夫    |
| 10番 | 吉岡み子    |
| 11番 | 森野榮次郎   |
| 12番 | 小杉和子    |

- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

## 欠席議員(0名)

なし

## ◎開会の宣告

○議長(森隆一君)平成21年第2回愛荘町議会臨時会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、極めてお忙しい中、本臨時会に出席いただきまして、高壇からではございますが、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会は、報告1件・議案1件についてご審議をいただくことになっております。よろしくお願ひ申し上げます。開会にあたりましてのあいさつといたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、平成21年第2回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会します。

## ◎開議の宣告

○議長(森隆一君)これより本日の会議を開きます。

## ◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(森隆一君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、11番、森野榮次郎議員、12番、小杉和子議員を指名します。

## ◎会期の決定

○議長(森隆一君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

## ◎報告第1号の上程、報告

○議長(森隆一君)日程第3、報告第3号専決処分の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第3号の専決処分の報告をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更につき平成21年9月17日付で重

て、その旨を報告いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1. 契約の目的、平成19年度工事第48号、愛知川南面整備工事(国8御幸・祇園工区)。
2. 変更契約の金額、変更前の契約金額1億246万500円、変更後の契約金額1億293万8,850円。
3. 契約の相手方、滋賀県彦根市地蔵町71-1、株式会社三東工業社彦根営業所所長西村和樹。

以上、報告を終わります。

○議長(森隆一君)これで、報告第3号を終わります。

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第4、議案3号愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

[教育次長辻孝志君登壇]

○教育次長(辻孝志君)議案3号愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを説明申し上げます。

愛荘町体育施設の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1. 公の施設の所在地および名称。所在地・名称の順番に申し上げます。

愛荘町軽野甲100番地愛荘町スポーツセンター。スポーツセンターには、秦荘グラウンド・秦荘体育館・秦荘武道館が設置されております。

次に、愛荘町長野1973番地愛荘町ふれ愛スポーツ公園。スポーツ公園には、野球場・多目的グラウンドが設置されております。

次に、愛荘町愛知川13番地7愛荘町愛知川体育館。

次に、愛荘町愛知川13番地7愛荘町愛知川武道館。

次に、愛荘町愛知川13番地2愛荘町愛知川テニスコート。

次に、愛荘町東円堂1484番地愛荘町豊国運動公園。

次に、愛荘町沖地先愛荘町宇曾川グラウンドゴルフ場の施設でございます。

2. 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名。(1)所在地滋賀県蒲生郡安土町上豊浦1030番地。(2)名称CM2グループ(3)代表者キタイ設計株式会社代表取締役社長北居仙之助。

3. 指定の期間、平成21年4月1日から平成26年3月31日の5年間でございます。

以上、よろしくご審議をいただきます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。この議案は契約案件ですので、当然その契約についての云々が論じられるところですが、されど過去2回の議員全員協議会の席上でも、その予測でできる疑問等々が出ておりました。よって、この契約案件に対して関連的に質問をさせていただきたいと思っております。

やはり何と言いましても、行政も言っています効率化と民間活力の導入、このことをもって本契約案件が提案されているわけです。しかし、されど行政の側からこうした実質的なこういう公募の形態をとり、指定管理者を募るにおいてさまざまな状況、その経緯をもって今回の契約相手となったということでもあります。

それに伴って出てくるのが使用料の問題になります。使用料については、どのように変化をしていくのかという予測が、非常に町民間でも混乱をきたしています。この使用料について行政は、減免とし得る団体・個人というものが、この場においてあげられるかどうか。この団体・この団体には減免だと。でも、もし、私はそこでとどまるのではなくて、ある体育施設を、グラウンド、もしくはアリーナという言い方をしてもいいのかもわかりませんが、それが使用料の場合、減免対象には、あつた団体、あつた団体は減免、あつた団体は減免

ませんが、それを使用した場合、激光刈草機になっている団体、もしくはその団体が密接した地域の団体は激免だけれども、では、隣の同じような類似団体が申請した場合は有料になるのかどうか。こうした問題が次に惹起するわけです。そういう面では公平性の提供という観点からどうなるのかどうか。

これがなぜこの問題をしなければならないかというのは、私は契約相手が云々というより、この契約における5年間という契約がそういった問題整理をしておかなければならないという観点から関連的に質疑をしているわけです。その点でご答弁をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)減免の関係につきましては、現在、指定管理者と協議するという前提のもとに起案をさせていただいておりますので、この場で答弁することについては差し控えさせていただきたいと思えます。基本的には従来と変わらないような形で協議をするようなことで予定をさせていただいております。その点よろしくお願ひしたいと思います。

また、指定管理でもって効率化を図るということで、先の全員協議会の中でもお示しいたしましたように、19年度実績で約3,500万円余りの経費を必要としているものがございますけれども、指定管理に移しまして約880万円余りの減というふうな節減効果を期待しているというふうな部分もございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。他の工事契約との違いは、工事契約は金額が載るわけです。路線価もはっきりします。でも、これは要するに事務事業における契約案件になるわけです。ですから、非常にいろいろな、複雑に難しい問題がここに絡んでくると。そのことをまず行政はご理解をいただきたいし、我々はそのことをもって十分な認知の上でこのことが求められてくるわけです。

今言われたように、答弁でもありますように、どうしたところが減免なのか。それは体育施設条例に基づいてするということの前提で今答弁がなされたのだらうけれども、でも、ここにどのような契約が結ばれているのかというのがわからない以上、一定、一步踏み込んでいただかなければならない。

というのは、あえてわかりやすく言います。要するに、東円堂の老人会もしくはそのサークルの組織が豊国運動公園を使っていると、使われるということがその東円堂の老人会は減免の対象になると。東円堂の老人会もしくはサークル。では、隣の豊満の老人会・サークルが同じように使用申請をするという場合は、有料になるのか、減免対象になるのか。同じ豊国値域の類似団体がやった場合はどうか。御幸公園との整合性ですわ。明確に。使用料という点では。その2点について答弁をいただきます。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)まず、使用料につきましては、基本的には申請をしていただいた料金をお納めいただくというふうな形になりますけれども、今回この指定管理者の指定について議決をいただきましたあと、指定管理者となるべき団体との協定を結んでいくことになります。

そういった協定の中で協議をさせていただかないことには、この場でお答えすることは差し控えさせていただきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長(森隆一君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)では、やはりお年寄りのそうした健康維持のためにつくられた施設です。そもそもでいえば、それがそぐわれるような事態だけは避けなければならない。ということは、答えられないけれども、そのところは十分加味するという言葉をいただけるかどうか。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)基本的に、議員から発言のありましたような形で、当然、住民さんの健康増進を担っている施設でもございますし、多くの方々にご利用いただく施設でもございますので、そういった点につきましては十分検討をさせていただき、業者ともそういった話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)先ほど辰己議員も言われましたが、こちらは契約案件となります。私も、先ほどの同の

シロの審判長がアスロノビと成し議員はシロのシロのシロは夫の来日シロのシロ。440、シロはシロのシロの全協等々で出された点をもとにして、関連質疑としてさせていただきます。

1つ目には、先ほど全協の方で、この契約が議決したとしてこの業者が指定管理者になられ、そして、住民のサービスを欠く等々の事例が、状況になった場合は、その契約を途中でも断ち切ることができるというふうに言われたと思います。そのようなことができるのはどのような場合かについて、答弁をお願いします。

2点目には、先ほど全協でも質問したところですけれども、町民の苦情等々の場合、意見・苦情の場合は、町の方からも指導なども行えるというふうに言われましたけれども、私がインターネットの方で町の方から出しましたホームページ、リスク分担表というのがありますが、愛荘町体育施設ということで、その場所の3番で、「地域・町民および利用者への対応」ということで、「施設管理や業務内容に対する町民および利用者からの要望、苦情への対応」ということで、負担者は町は書かれておらず、指定管理者のみが書かれております。先ほどの話と、全協での話と、このリスク分担表との関係についてどうなるのかについて、お願いします。

そして、こちらも町のホームページから印刷したのですが、愛荘町体育施設指定管理者業務仕様書ということで、ここにありますが、これは、今日のその前の全協の時に出したのですが、「指定管理者が行う業務の内容」ということで、「指定管理者は、体育・スポーツ振興とレクリエーションの普及を図り、各種行事および文化的行事を実施すること」というふうに書いてまして、いろいろ町民親善ソフトボール親善大会とかゲートボール大会とか、「町民親善」がみんなつくわけですけれども、ソフトバレーとか軟式野球とかスポーツフェスティバルとか、いろいろと書かれているわけです。これは今まで体育協会が主催して行ってきた行事であるわけですが、また先ほどの全協の時、教育委員会は体育協会を今までどおり指導・育成していくと言われましたが、このような場合に指定管理者が行う業務の中に入っているわけですので、指定管理者が行っていくことになると思います。そうすると、もう町を飛び越して体育協会にしてもらおうとか、指定管理者がそれを体育協会に依頼するとか、そういうことになるのかということに私自身は考えるわけですが、そこはどうなっていくのかどうかについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)まず、指定管理の取り消しの部分でございますけれども、これにつきましては基本協定の中で定めさせていただく項目でございます。

基本的に指定管理者が町の指示なり監督に従わない時であるとか、その管理の業務が継続できないというふうな場合につきましては、指定管理を取り消すというふうなことを、協定の中で明言させていただくことを予定しておりますし、また、リスク分担の関係でございますけれども、基本的に町の代行者という形での指定管理者でございますので、基本的な部分についてはすべて指定管理者が受けていただくというのが基本でございますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それと、体育協会の指導等につきましてはでございますけれども、基本的に従来させていただいております指定管理料の中に、体育協会の経費も見ているというふうなこともありますけれども、基本的には体育協会が主をもって活動していただくことを指導していきたいと、このように思っておりますし、当然、体育協会として今後も力をつけていただくような指導は、教育委員会として当然必要であるというふうに判断しておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありますか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)今のことに對してですが、先ほど言えてなかったのですが、やはり今後5年間こちらの業者に任せていくということに、議決すればなるわけですが、やはりこの場で判断するのに納得できる、任せられると、納得できるものが今のところは得られてないということ、まず申し添えておきます。

そして先ほどのことですが、答弁についてですけれども、結局、町が指定管理者に指導していくということが弱いように、今の答弁ですと思います。監督はされるわけですが、指導に対して、特に町民の苦情等に対して指導していくことについて、町の方から、町サービスとして町民を守るために、そこの業者に「こんな苦情があったよ」と言って伝えることはできるかも知れません、町の方にやって来たら。でも、あったからこう、アホい、ああ、アホいといふことができるのかどうか、どこまで行政が業者にかかわれるのかどうか。

その点について再度お聞きいたします。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)再質問にお答えさせていただきます。

この指定管理者につきましては、ご案内のとおり、地方自治法の一部改正によって規定されておるわけなんです。その法律上につきましても、その適正な管理運営を確保するという観点から、指定管理者に事業報告書の提出が義務付けられておりますし、必要があれば業務の実施状況や経理の状況について報告書の聴取や実地の調査を行うことができるとされております。

したがって、この内容によりまして、著しく町民さんに不便をきたしているとか、苦情が多いということになりましたら、実地の検査に入りますし、指定の取り消しや業務の全部または一部の停止が可能ということになっておりますので、町といたしましてはこうした仕組みも十分に活用しながら、適正な管理運営がなされていくように、施設の設置者としてその責任をしっかりと指定管理者に対して果たしてまいるということでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。9番、竹中君。

○9番(竹中秀夫君)9番竹中、1点だけお尋ねしたいと思います。

代表者はキタイ設計というふうにあがっております。お尋ねしたい点は、実はキタイ設計さんは、設計業務の方で指名願いが出ておると、こういうふうに認識をしておるだけで、そのてんは私ははっきりわかりませんが、今後これだけの施設の中で、もちろん破損とかいろいろ、体育施設やいろいろありますので、これについていずれにしても設計の業務の段階があるかと。この5年間の間はどうかわかりませんが、もしこの5年間、議決して契約に入った段階で、そういう事態が起きた時にはどのような、設計の指名というのが出ておりますので、どのような対処をしていくのか、その点を答弁を願いたいと思います。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)現状では、コンサル関係の入札関係につきましては、指名の方式を取らせていただいているのが現状でございます。そういう中にどうかということでもありますけれども、入る・入らない、入ることについての対象というものにはなっていないかと考えているところでございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑ありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番西澤久仁雄です。入札制度は十分わかりませんので、それも兼ね合わせた質問を1点させていただきます。

先ほど全協で森野議員さんから、あと戻りができないのかどうかという質問があって、あと戻りはできないという返事をされたと記憶しております。議決事項であるので、この議決が通らない場合にはどうかという文言とか、そういうものを入れておかなかったのかどうか。入れておくべきではなかったのかどうか。この点はいかがですか、お尋ねいたします。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)指定管理者の指定につきましては、本議会でお認めいただいたあと、正式に指定するというふうになりますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(森隆一君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)そうなら、仮に議決ができなかったということに向こうへおっしゃっていただければ、元に戻るのと違いますか。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)ただいまのご質問ですけれども、正当な理由というものが現時点では考えられないというふうな判断をさせていただきますので、ここであと戻りすることはできないと、このように判断させていただいております。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長(森隆一君)暫時休憩をいたします。

休憩午前11時29分

再開午前11時31分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長(宇野一雄君)議決事項につきまして答弁申し上げます。

この指定管理者の議決につきましては法律行為でございますので、法律上、厳正な募集要項に基づきまして執行部として議案提案させていただいておりますので、その結論上どうなるかによって判断されるわけなんです。我々としては適正ということで提案させていただいておりますので、ご審議をお願いするのみでございまして、それをあと戻りするとかどうかという判断は、この席上は致しかねます。

○議長(森隆一君)これで質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。討論を行います。

当然この議案は、契約議決という限定的にとらえれば、何ら異議を申し上げるところではありません。ただ、公園的要素を含めた体育施設一括の契約案件ということになれば、やはりそのこと自体がこの契約そのものが非常に難しくさせている、住民とのあつれきをつくっていくということになります。よって、私この契約議案として賛成を述べます。

ただ、問題提起だけはこの場で明らかにしておかなければなりません。やはり、この指定管理を公募するにあたって、内部で十分な協議・精査、そうしたものが非常に欠落していたのではないかと。すなわち、体育施設の一括指定管理そのものが問題を問われてくるということになります。しかも、この契約案件は、工事契約と違って5年間という長期の契約案件です。その点では非常に問題が生じ、解決がしにくくなるという要素を持っております。

そうした公園的要素の高い体育施設、そのあり様も議員全員協議会の2回の場で非常に多くの課題が寄せられています。その処方せんを十分に協議がなされていない、このことも露呈しています。

こうした問題を本当にこの契約議決をもって、今日まで出てきたあらゆる問題点が解決されるのかは、疑念を抱きます。ただ、その問題をしっかりと受託者と協議をせしめるということは、当然だということであえてこの場を借りて訴えをしておきます。

結論的に言えば、この指定管理が対受託業者に云々ではなくて、我々も含む行政サイドにしっかりとした考え方をういていなければ、その運用が非常に難しいのだということが、これまでの協議の中で明らかになりました。もっと行政と議会がこうした難しい、予測できないような課題や想定外の問題が出てくる事案については、十分な協議を行っていくということも、この場を借りて訴えておきます。

以上、問題点を申し上げて、この議案が受託業者との契約という議案というところにおいて、賛成を行って討論いたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論がないようですので、これで討論を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案3号愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

## ◎閉会の宣告

○議長(森隆一君)以上をもって、本日の会議を閉じます。これをもって、平成21年第2回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。